

平成23年度 第14回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年2月2日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第14回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年2月2日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 請願審議
請願第1号 憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に児童・生徒の基本的人権回復への厳密な配慮を要求する請願
- 6 議案審議
議案第27号 平成24年度青梅市教育委員会の基本方針について【追加議案】
- 7 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 入学式、卒業式等における国旗掲揚および国家斉唱の実施について（指導室）
- 3 平成23年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（教育指導担当）
- 4 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 平成24年度青梅市教育委員会の基本方針（案）について（総務課）
- 2 平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について（教育指導担当）
- 3 青梅市まるとアート支援事業補助金交付要綱の一部改正について（文化課）
- 4 遠距離通学費補助制度の見直しについて（総務課）【追加協議】

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	渡辺慶一郎
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	萩原宏志
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後 1 時 30 分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員 5 名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成 23 年度第 14 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、11月10日開催の第10回定例会および11月24日の第11回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第10回定例会および第11回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第12回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 1月13日(水)に、本市の小学校の小教研の今年度最後の部会があり、第五小へ図画工作部会の講師として参加させていただきました。私、3回続けて図画工作部会の講師を務めさせていただきましたけれども、青梅の図画工作部会には若い先生がたくさんふえていらして、ベテランの先生方と若い先生方が本当に一緒になって研究会を熱心にやってくださって、とてものもしく感じました。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 先日市民会館で浪曲の国本武春さんのコンサートがありまして、一体どんなものかと思って行ってみましたら大変楽しい会で、浪曲という考え方が一変しました。せっかくこんなに楽しくて魅力的なコンサートだったのに、後ろの方に空席があったように感じましたので、宣伝の仕方は難しいとは思いますが、ちょっと変わった浪曲なんだよということを何かうまく皆さんに伝えられたらよかったのかなと思いました。私も行って初めて、ああ、こういう浪曲だったんだということが新たに見つかりましたので、もう一步宣伝を皆さんにうまくできたらというようなことを感じました。

【委員長】 ありがとうございます。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、説明をお願いいたします。

【教育部長】 お手元の報告資料1、平成23年第5回市議会（定例会）報告にもとづきましてご報告申し上げます。

12月議会の会期は、平成23年12月6日から22日までの17日間で、本会議は12月6日、16日、19日、20日および22日の5日間の日程で行われました。

議案審議につきましては、市長提出議案が20件、議員提出議案が1件の合計21件、陳情が5件、要望書が1件で、可決、同意等の区分は括弧内に記したとおりでございます。

次に、一般質問、福祉文教委員会、12月補正にかかる予算委員会および市議会全員協議会の順に、それぞれ内容につきまして報告申し上げますが、初めに一般質問の内容につきましては私からご報告申し上げ、福祉文教委員会、12月補正にかかる予算委員会および市議会全員協議会の内容につきましては、担当課長から報告をさせていただくことといたします。

それでは、一般質問につきましてご報告申し上げます。

一般質問は12月16日、19日および20日の3日間行われ、教育委員会関係では12人の議員から質問があり、それぞれ教育長または市長から答弁をいたしました。

初めに、1ページ中段から3ページ中段にかけてご覧ください。山内くみこ議員から、「学校図書館の整備について」と題して、新学校図書館整備5カ年計画を受けての取組や司書教諭と司書の違いについてなど、2回3項目の質問がありました。これに対して教育長から、平成22年度末における市内小・中学校の学校図書館の蔵書率は小学校で102.0%、中学校で120.3%となっており、学校図書館図書標準を全体では達成している。また、司書教諭と司書については、両者とも学校図書館の管理運営にかかる業務を行うこととなっている。司書教諭は教諭免許のほかに司書教諭としての資格を有している教員で、業務や設置について学校図書館法に規定されているが、司書は学校図書館での制度上の業務や設置について法令で規定されていないなど、記載のとおり答弁をいたしました。

次に、3ページ中段から5ページ上段にかけてご覧願います。ひだ紀子議員から、「放射能汚染対策について問う」と題する質問の中で、教育委員会の給食食材に対する考え、給食そのものについての基本認識について、国から示され始めている安全の目安への取組についてなどに関する3回5項目の質問がありました。これに対して教育長から、給食食材に対する考え、給食についての基本認識については、学校給食は安全でおいしい給食を安定的に児童・生徒に供給するため、安全な食材の安定的な確保に努めること。基本認識については、児童および生徒の心身の健

全な発達に資するものであり、かつ児童および生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであること。また、国の安全の目安への取組については、12月1日に「文部科学省が、給食食材の安全の目安を定めた」との新聞報道等があったが、文部科学省は改めて同日付で全国の都道府県教育委員会に、「これは、購入機種の選定に関する基準を示したものであり、学校給食で使用する食材について、食品衛生法等の法的規制値を示したのではない」と、事実上、訂正の通知を送付した。したがって、食品衛生法の定める暫定規制値にかわる基準が定められたものではないと考えるなど、記載のとおり答弁をいたしました。

続いて、5ページ中段から7ページ下段にかけてご覧ください。小山進議員から、初めに文化課関係で、「地域活性化のために文化施設等を活用した観光振興を」と題して、文化施設や文化財の現状と活用について、2回6項目の質問がありました。これに対して教育長から、市内204件の国、東京都、青梅市の指定文化財のうち、公開または見学可能な件数は、特定の時期に行う獅子舞等の無形民俗文化財を含めて134件であること。美術館も郷土博物館もポテンシャルとして重要なものを持っているので、今後も引き続き地域に密着した事業を展開していきたいことなど、記載のとおり答弁をいたしました。

次に、7ページ下段から9ページ上段にかけてご覧願います。同じく小山進議員から、総務課関係で、「子育て支援の一環として通学費補助制度の創設について」と題して、市長は前回の平成22年9月での一般質問において、これまでの学校教育制度を前提としては難しい状況との見解を示したが、子育て支援の施策として新しい制度をつくる考えを持っているか。教育委員会の会議の中で、遠距離通学費補助制度の見直しについてどのような議論がなされ、どのような結論が出たのか。遠距離通学児童の通学費補助を行うのか、行わないのかと、2回4項目の質問がありました。これに対して、初めに市長からは、現在の通学費補助制度は分校の廃止、学校の統廃合等の経緯の中で、それぞれの通学区域の保護者の方々を初め地域住民の皆さんとの合意にもとづいて補助を行っているところであり、この補助制度については今後も尊重したいと考えている。また、これまでの統廃合などに伴う通学費補助ではなく、子育て支援の観点から遠距離通学に伴う通学費の保護者負担について、何らかの対応を図る必要があると考えている旨の答弁をいたしました。次に教育長からは、平成22年10月14日の第12回青梅市教育委員会定例会において、一般質問の内容を報告したが、その際、遠距離通学費補助制度の見直しについての議論は行われなかった。新たな遠距離通学費補助制度の創設は、経常的な経費の増加につながるため、市長部局とも十分な協議が必要であるととらえている。再度、教育委員会で説明し、議論をしたいと考えるなど、記載のとおり答弁をいたしました。

続いて、9ページ中段から10ページをご覧ください。榎澤誠議員から、「所信表明に関連して」と題して、教育について質問がありました。道徳教育の充実において、具体的にどう指導していくのかとの質問に対して、教育長から、道徳教育を進めるには、教師と児童・生徒および児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、児童・生徒が自己の生き方についての考えを深めることが大切である。教育委員会としては、学校内だけでなく、地域全体で道徳性を養うことが大

切であるので、道徳教育の工夫改善に積極的に取り組むよう、今後も各学校を指導していくなど、記載のとおり答弁をいたしました。

次に、10ページ下段から12ページ上段にかけてご覧願います。大勢待利明議員から、「放射能汚染対策について」と題して、現状と今後の対策についてに関する2回4項目にわたる質問がありました。市の自主的な放射能検査の実施や小・中学校における放射能と市の取組を学ぶ機会を設けることなどの質問に対して、教育長から、学校給食用食材の放射能検査は、食品の安全性を確保するため、基本的には国や都道府県の責任において実施すべきものであること。教育委員会では今後、文部科学省が作成した副読本を活用する中で、ホームページや広報に記載されている青梅市の取組や放射線測定結果を取り上げるなど、放射線等の学習について各学校を指導していくことなど、記載のとおり答弁をいたしました。

続いて、12ページ上段から13ページ中段にかけてご覧ください。山崎勝議員から、「青梅市の情報発信のあり方について」と題して、フェイスブックを利用した新たな情報発信に関する質問がありました。小・中学校における児童・生徒や保護者への災害時・緊急時の連絡体制の現状と課題についての質問に対して、教育長から、3月の震災時の電話やメール等の通信状況をかんがみ、教育委員会では学校との連絡体制について2点の対策をとったことなど、記載のとおり答弁をいたしました。

続いて、13ページ中段から15ページ上段にかけてご覧願います。田中瑞穂議員から、「保健室と特別支援学級の充実を」と題して、非常勤の養護教諭の複数配置や健康診断での事務パート、介助者の配置を初めとする2回8項目にわたる質問がありました。これに対して教育長から、非常勤の養護教諭の複数配置については、その配置校の拡大は困難であるが、今後とも大規模校など複数の養護教諭が必要と判断される学校には非常勤教員の配置を考えていく。健康診断票の事務パートについては、健康診断票は児童・生徒の継続的な健康管理に使用し、プライバシーに十分配慮する中で専門的な知識を有している養護教諭の責務として作成しているものである。したがって、事務パートの配置は考えていない。また、健康診断時における介助者の配置は、児童・生徒の定期健康診断では現在も必要な介助員を配置している。したがって、今後も現行の体制での対応とするなど、記載のとおり答弁をいたしました。

次に、15ページから16ページ中段にかけてご覧ください。本多ゆり子議員から、「竹内市政4期目の所信表明について」と題して、放射能汚染対策について3回5項目にわたる質問がありました。給食食材の産地公表回数が増や放射能汚染の心配のある産地の食材を使わない仕組みなどの質問に対し、教育長から、給食食材の産地は給食日より紹介している。また、この内容はホームページにも掲載している。今後も定期的に紹介し、公表回数をふやすことについては、内容も含め検討する。さらに、市場に流通している食品は生産地で検査し、暫定規制値以下のものが流通しており、安全が確認されている。安全なものをことさら制限することは風評被害につながる恐れがあると考え。また、被災地の方々への支援という面からも、安全なものを制限することは適当ではないと認識しているなど、記載のとおり答弁をいたしました。

次に、16ページ中段から18ページにかけてご覧いただきます。藤野ひろえ議員から、「市民の安心・安全を優先し、暮らし・福祉・教育の充実を」と題して、総務課、指導室関係では奨学金制度の充実、通学費、修学旅行助成について、次に18ページの中ほどにありますように、学校給食センター関係では放射能測定器貸し出しや給食食材の実施等、放射能汚染対策について、の2点の質問がありました。16ページの中ほどにお戻りいただきまして、初めに奨学金制度の充実、通学費、修学旅行助成についてに関しましては、給付制の奨学金制度を復活させ制度の充実を図ったらどうか、また通学費はバス・JR通学のすべての児童・生徒に支給すべきであり、修学旅行についても費用補助制度をつくるべきではないかなど、3回5項目にわたる質問がありました。これに対して教育長から、現在の育英資金融資制度については、青梅市行財政改革大綱実施計画による奨学金の支給・融資制度の見直しに伴い、それまでの奨学金の給付制度を廃止し、新たに市独自の貸し付け制度を追加したものである。制度の見直しに当たっては、融資枠の拡大や融資条件の緩和措置等の改正を行い、利用者に対し利便性の向上を図っている。したがって、現在の奨学金制度を変更する考えはない。通学費補助については、小山議員に答弁したとおりである。修学旅行の費用補助制度については、現在修学旅行の補助として送迎バスの運行補助や看護師の同行に要する補助を行っている。また、就学援助に該当する保護者へは修学旅行費の扶助を実施しているところであるなど、記載のとおり答弁をいたしました。次に、18ページ中ほどの放射能測定器貸し出しや給食食材の実施等、放射能汚染対策についての質問であります。学校給食用食材の放射性物質検査は行わないのか、放射能対策について学校給食センター運営審議会でのどのような議論があったのかの質問に対して、教育長からそれぞれ記載のとおり答弁をいたしました。

続いて、19ページをご覧ください。結城守夫議員から、「犯罪被害者支援施策について」と題しての、市の犯罪被害者支援の現状に関する質問の中で、10月2日河辺事件および12月8日大柳事件の概要と教育委員会の対応について伺うとの質問に対して、教育長から記載のとおり答弁をいたしました。

次に、19ページ下段から20ページ上段にかけてご覧いただきます。鴻井伸二議員から、「市庁舎内でミニコンサートの開催を」と題しての質問の中で、市内教育施設でグランドピアノの利用状況と買い替え時に残るものがないかとの質問に対して、教育長から、市内小・中学校にはグランドピアノが設置されており、音楽室では授業で、体育館では諸行事で使用している。これらのグランドピアノは30年から40年を経過した使用に耐えられないものから順次更新しているので、ピアノが余る状況は発生しない、と答弁をいたしました。

続いて、20ページ上段から21ページ上段にかけてご覧いただきます。一般質問の関係は最後になります。高橋勝議員から、「市民の食への不安解消（放射線量）の対応について問う」と題して、3回3項目にわたる質問がありました。国の暫定規制値は本当に安全なのか、学校の給食食材について保護者の不安を解消するため、市が独自検査を実施すべきであるかと思うかとの質問に対しては、教育長から、国が定めた暫定規制値は食品安全委員会において食品由来の放

放射線曝露を防ぐ上で相当安全性を見込んだものであるとの見解を示している。学校給食用食材の放射能検査は、食品の安全性を確保するため、基本的に国や都道府県の責任において実施すべきものである。文部科学省では、学校給食の一層の安全・安心を確保する観点から、東日本の17都県が購入する放射性物質検査機器について経費の一部を補助する制度を創設した。今後、都から示される活用方針に従い、給食用食材の検査を依頼し、安全・安心な食材の確保に努める旨の答弁をいたしました。また、国の暫定規制値を本当に信用してよいのか、放射能蓄積量がオーバーしてしまうこともあるので、市が独自に基準値を定める必要があると考えるがどうかの質問に対しては、市長から、市独自で基準値を定めることは考えていない旨、答弁をいたしました。

以上で、一般質問の内容につきましての報告とさせていただきます、続いて、福祉文教委員会、12月補正にかかる予算委員会および市議会全員協議会の内容につきましては、担当課長から報告をさせていただきます。

【教育指導担当主幹】 12月9日に開かれました福祉文教委員会での所管事務調査における質疑についてご報告いたします。21ページ上段から22ページにかけてでございます。

今回の所管事務調査の調査事項は、前回に引き続き児童・生徒の学力向上の取組についてでありました。資料として、平成22年度および平成21年度全国学力・学習状況調査報告書にあります、学習塾に関する資料をお示ししました。

質問内容は、青梅市の正答率が低い理由、その対応はどのように行っているか、塾に通う状況について問うで、5名の委員からのご質問でした。

なお、よく調査研究する必要があるということで、継続調査を要するものと決定されました。

以上でございます。

【文化課長】 続きまして、12月13日に開催されました12月補正にかかる予算委員会についてご報告をいたします。23ページをご覧いただきたいと思います。

当委員会では2名の委員から質問がございました。初めに藤野委員から、補正額1,114万4,000円の積算根拠と内容についてほか2件の質問がございました。答弁の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続いて荒井委員から、国庫補助金の既定予算はゼロで、補正額が557万1,000円となっているが、当初予算で国庫補助金を見込むことはできなかったのかなど、2件の質問がございました。答弁の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

【総務課長】 続きまして、1枚おめくりいただきまして、24ページをお開き願います。

12月13日に開催されました市議会全員協議会につきまして、総務課で提出した件につきましてご報告申し上げます。

全員協議会へ報告した内容といたしましては、青梅市立第七中学校小規模特別認定校制度による生徒の応募状況についてを報告いたしました。この件に関しまして、小山議員、藤野議員の2名の議員から質問がございました。

まず小山議員におきましては、成木地区学校教育在り方懇談会においての成木小学校・第七中学校の小・中一貫教育の位置づけについてなど2項目の質問がございました。答弁の内容につきましてはお示しのとおりでございます。

次に、藤野議員についてでございますが、第七中学校の特別認定校制度への応募者の住所地についてなど2項目の質問がございました。答弁の内容につきましてはお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【施設課長】 続きまして、25ページ上段をご覧ください。施設課関係につきましてご報告いたします。

山本議員から、小・中学校における放射線量等の測定について、1件の質問がございました。質問の主な内容につきましては、除染は念のために実施したのかについてでありました。ご質問に対しましての答弁は、お示しのとおりであります。

以上でございます。

【教育長】 ただいま教育部長、各担当課長から、報告資料1にもとづきまして、平成23年12月議会での一般質問等における議会報告をさせていただきました。その中で、7ページに記載をされております、小山議員から、子育て支援の一環として通学費補助制度の創設について2回にわたりご質問いただきました。まず1回目では、平成22年9月議会での一般質問において、遠距離通学費補助制度の見直しについて質問したが、その後、教育委員会では事務局レベルではなく教育委員会の会議の中でどのような議論がなされ、どのような結論が導き出されているのか、明確にお示しいただきたいとの質問がありました。そこで私からは、平成22年10月14日の第12回青梅市教育委員会定例会におきまして、その内容を報告いたしました。その際、遠距離通学費補助制度の見直しにつきましての議論は行われませんでした。したがって、遠距離通学費の拡充等に関する対応につきましては、具体的な結論が出るまでには至っておりませんが、ご指摘の社会環境の変化に対する柔軟な対応として、本制度をさまざまな角度から見直しをする必要性は認識しておりますとの答弁をいたしました。

2回目では、新たな遠距離通学費補助制度を創設する取組を考えているのか、との教育委員会の見解を求める質問がありました。そのため、私からは、9ページに記載されておりますとおり、新たな遠距離通学費補助制度の創設は、当該補助金の対象となります児童を拡大いたしますと、経常的な経費の増加につながります。したがって、市長部局とも十分な協議が必要であるととらえております。再度、教育委員会で説明し、議論をしたいと考えておりますと答弁をいたしました。

このように、私が、再度教育委員会で説明し、議論をしたいと考えておりますと答弁いたしましたので、本日この定例会におきまして、日程には予定されておきませんが、遠距離通学費補助制度につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いできればと考えております。

委員長には、この件につきましてよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま教育長から、遠距離通学費補助制度の見直しに対して、教育委員会としての意見を求めるご提案がありました。報告事項の途中ではありますが、この案件を協議事項4として追加し、後ほど協議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、本日の日程に協議事項4、遠距離通学費補助制度の見直しについてを追加いたします。

それでは、議会報告につきましてご質問、ご意見等はございますか。

【委員】 福祉文教委員会の件で2点教えてください。一つは指導室関係で、学力の向上について、今後も調査研究する必要があるため、継続調査を要するものと決定されたとございますが、教育委員会事務局としてはこの継続調査について、どのような体制でこれまでやっていらしたのか、これからどうされるのか、この先のことを教えていただきたいのが一点でございます。

もう一点は施設課関係で、確か一小と三小でしたか、雨どいの下に水がたまって、少し放射線の数値が高く、土を入れ替えたのか、かぶせたのか、記憶が定かではないんですけど、その後、どうなっているか、参考に教えてください。

【指導室長】 委員からご質問がございました1点目の学力調査につきましては、福祉文教委員会の方から所管事務調査ということで、現在の状況について説明を求められたものでございます。福祉文教委員会の中で、この件に関しましては、学力調査は本年度で終わるものではございませんので、今後も学力調査については継続をし、子どもたちの豊かな学力をはぐくんでいくという、その状況について今後とも福祉文教委員会で説明をいただきたいというような内容でございましたので、教育委員会といたしましては、全国の学力調査、都の学力調査を踏まえまして、実態把握、そして対策等を練っていくのは、今後も変わりません。それにもとづきまして、福祉文教委員会にもご報告を今後させていただきたいというふうに考えております。

【委員】 私がお聞きしたかったのは、学力向上等、小・中一貫の委員会等をこれまで立ち上げられていろいろやってこられたわけですが、指導室だけでやられるのか、さらに明確に方策を練っていくための何かそういう方針があるのかどうか、組織的な面も含めて伺いたかったんです。

【指導室長】 失礼いたしました。教育委員会サイドの姿勢といたしまして先ほどお答えいたしました、その背景といたしましては、現在も青梅市の先生方で各校から1名ずつ選出し、学力向上調査委員会を設置しておりまして、今年度も実際の授業場面でどのようにこの調査内容を活用し改善を図っていくかという論議をしているところでございます。年度末には、リーフレット等で協議内容、固めた内容を全教員に発信していく予定でございます。来年度につきましては、今回このご指摘もございましたのと、それから東京都の調査がガラッと変わりましたので、実際にこの授業モデルを提示するところの現在の状況から、またちょっと工夫改善をいたしまして、新たな学力向上施策につきましてこちらの方からご提案申し上げ、先生方に論議をいただきながら、子供たちのためにどのように対策を練っていくかということについて方向性を考えて

いきたいと思っております。

【施設課長】 三小と五小の除染をした後の経過でございますが、除染をした時点で、時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回っていたということでございます。その物質につきましては埋設し、その時点でこれも0.23マイクロシーベルトを下回っていたということがわかっています。その後、同じ地点での測定はいたしておりませんが、定期定点測定の実施、そしてまた国の放射性物質汚染対処特別措置法が1月1日に全面施行されましたので、青梅市では、環境経済部とともに教育部も協議いたしまして、青梅市放射性物質対応指針(案)というものを策定し、2月中に経営会議で決定していく予定でございます。その内容につきましては、各小・中学校、児童公園、青梅市の全域について計画を立て、またそれらの調査をしていくという予定が、改めてここで示されることになっておりますことを報告させていただきます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱の実施について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項2、入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱の実施について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料2にもとづきまして、入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱についてご説明申し上げます。

都立学校等の教職員が、卒業式等における国歌斉唱の際、起立して斉唱するよう職務命令を受けたにもかかわらず、起立しなかったこと等に関し、東京都教育委員会が行った懲戒処分について、その処分の取消等を求めた裁判に関する最高裁判決が、平成24年1月16日に出され、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることが、改めて認められました。この最高裁判決を受けまして、東京都教育委員会では1月24日に臨時会を開催し、「各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱が適正に実施されるよう万全を期す」とする確認文書を全会一致で議決し、同日付で都立学校長および区市町村立教育委員会教育長に通知しました。

この通知では、「国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところである」としながら、「国家の象徴である国旗および国歌に対して正しい認識を持たせるとともに、我が国の国旗および国歌の意味を理解させ、それらを尊重する態度を育てることが大切である」としています。

なお、青梅市教育委員会ではすでに平成17年1月13日に、「入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱に関する実施指針」を青梅市教育委員会決定し、毎年各小・中学校長に対し、入学式、卒業式等を適正に実施するよう指導してまいりました。このたびの最高裁判所の判決を受けまして、判決の内容を踏まえ、今後とも学習指導要領および通達等にもとづき、各学校における国旗および国歌の指導が適正に行われるよう、改めて各小・中学校長に対し、入学式、卒業式等の適正な実施について通知したものであります。

以上で、最高裁判決の内容を含めました経過の説明とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想というか意見なんですけれども、確かこの判決は二つあって、一つはいわゆる懲戒処分の問題について話題になった内容があって、要するに何回も指導に従わなかったり、妨害行為があった場合には、懲戒は重くなるというような内容の理解を最高裁も示したわけでございます。そういうことを考えていきますと、職務命令自体は合憲であるということのはっきりいたしました。やはりその指導の過程の中で、本市の場合はこれまでそういうことに関しての服務事故は私の記憶にはないですけれども、他市の状況を見ますと、やはり繰り返されることとか、管理職の指導に従わない場面があります。このことを考えますと、指導の経過の記録というんでしょうか、管理職側として教員との関係の中で指導をきちっと繰り返していった上で正常な状態で卒業式、入学式等が実施されたというような流れがきっと望ましいのだと思います。その辺は改めて判例をもって、幾つか内容が出ていますので、それについて再度学校の方で詳しくご説明していただいた上で、今後の対応についてもこれまでどおりということではなくて新たな視点で理解をしていただいて、管理運営に当たっていただけるようお願いしたいと思います。

【指導室長】 委員からのご指摘はごもっともなことだと思います。今回もこの判決が出た上で、校長会、副校長会で、改めて学校で決定いたしました卒業式、入学式等の案が、この内容に沿っているかどうか、もう一度見直すようにと。また見直した結果、この内容と齟齬^{そご}があったり、ずれた場合があるときにはもう一度検討し直し、適正に実施するようということ、再度話をさせていただいたところでございます。今後とも、機会があるたびに、内容の充実はもとより、判例を受けたことにつきましては、触れていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成23年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項3、平成23年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 報告資料3をご覧ください。5枚綴りのものになっております。東京都で実施した学力調査の結果でございます。

初めに、資料の訂正をさせていただきます。3枚目をお開きください。下段の3、調査結果からの3行目にございます中ほどから、「算数では」と続くところで、「読み取る力」が「12.7」となっておりますが、「11.7」の間違いでございました。謹んでお詫び申し上げますとともにご訂正をお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。1枚目が概要と調査の全体結果、2枚目が学習指導要領に関する内容の結果、3枚目が読み解く力に関する内容の結果、4枚目が小学校の詳細

結果、5枚目が中学校の詳細結果になっております。4枚目・5枚目につきましては、1枚目から3枚目までの元データとなっておりますので、最初にご説明いたします。

4枚目の小学校の詳細結果についてご説明いたしますので、4枚目をご覧ください。

左半分が学習指導要領に関する内容の結果となっております。一番上の国語の部分をご覧ください。内容の欄には、国語への関心・意欲・態度等4つの観点が記載されており、下の網かけのある「A 教科の内容」の右にある数値は、合計の正答率となっております。数値の上が東京都、下が青梅市となっております。横棒のグラフは、数値に対応して上の白い部分が東京都、下の黒い部分が青梅市となっており、隣の「差」が東京都と青梅市の差となっております。例えば今見いただいている国語では、差が6.1となっております。数値が小さいほど東京都との差が小さいと見ていただければと存じます。この左半分のデータは、2枚目の資料のデータとなっております。続いて右半分ですが、こちらは「読み解く力」に関する内容の結果となっており、評価の観点として「取り出す力」等、3項目記載されております。4段目、網かけの「B 読み解く力に関する内容」に、この「読み解く力」の合計の正答率が掲載されております。こちらが3枚目の資料のデータとなります。その下に「教科の合計(A+B)」とありますが、先ほどの左半分のAと上のBを総合した結果が記載されております。これは1枚目の資料のデータとなっております。5枚目の中学校の詳細結果も同様に読み取っていただければと存じます。

なお、この4枚目、5枚目の資料は、東京都の報告書の様式を使って作成しております。

それでは、1枚目にお戻りください。調査日時は平成23年7月5日。調査対象学年は小学校5年生と中学校2年生で、「学習指導要領に関する内容」「読み解く力に関する内容」についての調査を実施しました。調査を受けた児童・生徒数および調査の概要につきましては、ここに書かれていますとおりでございます。

1枚目下段には、調査内容全体の平均正答率を示しております。グラフは棒グラフの左が東京都、右が青梅市となっております。東京都との差が大きい教科は、小学校では算数で6.7ポイント、中学校では英語で7.4ポイントとなっております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が学習指導要領に関する内容の結果の概要でございます。下段の「3 調査結果から」をご覧ください。先ほどご説明しましたように、小学校では4枚目中学校では5枚目のそれぞれ左側をご参照ください。教科ごとに見ると、差が大きいのは小学校では国語が6.1ポイント、中学校では英語が7.7ポイントとなっております。

次に、教科別、また観点ごとに見ますと、東京都との差が大きかったのは、小学校では国語の「言語についての知識・理解・技能」で8.2ポイントありました。差が小さかったのは、4教科とも「関心・意欲・態度」でした。中学校では英語の「理解の能力」の差が大きく、10.8ポイントありました。中学校でも3教科で「関心・意欲・態度」の差が小さい結果となっております。中でも国語は、東京都の平均をわずかですが上回っております。社会の「社会的な事象についての知識・理解」につきましても、東京都を上回っております。

続いて、3枚目をご覧ください。読み解く力に関する内容の結果の概要です。先ほどと同じく、

「3 調査結果から」をご覧ください。こちらは、4枚目、5枚目の右側になります。教科ごとに見ると差が大きいのは、小学校では算数が10.6ポイント、中学校では数学が8.4ポイントとなっております。次に、教科別また読み取る力ごとに見ると、東京都との差が大きかったのは、小学校では算数の「読み取る力」で11.7ポイントありました。差が小さかったのは3教科で「取り出す力」でした。中学校では数学の「読み取る力」の差が大きく、9.1ポイントありました。ほぼ同じ9.0ポイントで、英語の「取り出す力」も差が大きくなっております。理科の「取り出す力」は東京都と同じ結果となっております。

各学校では、この結果と自校の結果をもとに分析を行い、授業改善推進プランに生かしていきます。また指導室では、指導主事により教科ごとに分析を行い、今後の学力向上推進委員会や学校訪問等で指導助言を行う際の資料として活用してまいります。

なお、問題内容や詳細な分析、意識調査の結果等は、東京都の報告書に記載されております。報告書は、東京都教育委員会のホームページに平成24年1月12日付で掲載されております。また、24年度の調査は7月5日に本年度と同様、小学校5年生と中学校2年生を対象に、都内全校で自校採点により実施予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 いつもこういう調査の結果を見るたびに、どう活用するんだろうなということを考えるんですね。ただ何も考えなしに調査をしても、なかなかそれに対して何をするかというのは浮かんでこない。むしろ最初に何か仮説みたいなものを持っているか、あるいは何かトライアルをしていて、その効果が出たかとか、あるいはその仮説が合っていたか、間違っていたかというのを検証するという観点だと、こういう調査というのはすごく役に立つんじゃないかなというふうに思います。例えば、先ほどの議会報告の中の福祉文教委員会のひだ委員のところで、地理的特性で、小学生からの受験が少なく、それも原因ではないかと。これは全国のお話の方かもしれないんですが、例えばこういうのって仮説ですよ。もちろん、小学校から受験をたくさんさせるとかいうふうなことを施策としてやって検証するというわけではないんでしょうけれども、もしそういう仮説があるとしたら、じゃ受験にかかわることとしてこういうことを施策としてやったら、それが本当だったかどうかというのが次の調査でわかるんじゃないかとか、そういう仮説検証型の取組をやっていただけたらわかりやすいかなと、ちょっと思いました。

【教育指導担当主幹】 委員のご指摘、本当にありがとうございます。先ほど室長からも申し上げましたけれども、学力向上推進委員会という委員会がございまして、来年度その委員会でこの結果をしっかりと分析して、例えば基礎的な事項を繰り返し行っていったらどうであるかとか、そういう具体的な検証をしていきたいと考えております。どこまでうまく結果が出るのか、検証されるのかわからないんですが、まずはそういった動きを実際に行ってみようというふうに、今、検討を進めているところです。

【委員】 先ほど担当主幹の方が、「関心・意欲・態度」のところを大変強調されたのは、私、よかったですと思うんですね。日本の今の学力問題について、学習意欲の面が非常に下がってきているんじゃないかというのが大きな指摘になっていまして、今回、学校教育法の第30条2項の中にも、基礎・基本とか学力だけじゃなくて、思考力、判断力、表現力とともに学習意欲を重視するということが書かれています。数字だけ見ますと、「関心・意欲・態度」についてはどの教科も都の平均に遜色ない力を持っているとありますから、これがひとつの突破口になるような気が、私はしています。ですから、児童・生徒が、理解はついてくるものだと思うんですけども、学校に対してあるいは授業に対して意欲を持って取り組んでくれるような施策をとれば、ひょっとしたらいろいろな能力、学力の部分については後からついてくるんじゃないかなという気がしています。これをひとつ突破口にして学校の方にアピールして、さらに児童・生徒の意欲が出るような施策を打ってくださいというのが見えたように、個人的には持ちました。

そのためにも、前回か前々回にお話ししたんですが、私ども学校訪問を年に1回していまして、私も個人的に感じてよくお話しするんですけども、一時、黒板とチョークで授業をするなどというふうな言い方をされてしまって、パソコンやいろいろなものを使ってやった方がいいんじゃないかとか、ワークシートを使った方がいいんじゃないかというので苦労されていたんですが、やはり教師の基本、ツールは黒板、板書だと思うので、板書を通じて学習のねらいから最後のまとめまできちっとやる、そしてそれをノートに写させながら授業を進めていくというのはとっても大事なことじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、教科書が使われていないということが、私、最近すごく気になっているんです。教科書を見るだけでも、ながめるだけでも、かなりの基礎的な力がつくように教科書はつくってあると思うので、ぜひ授業の中で、3分でも5分でもしっかりと、今日やる内容のページを開いて、黙読でもいいですから、内容についてそれぞれ自分なりに予習も兼ねて見て、そして内容がどこがわかって、どこがわからないのかを、それぞれの子どもたちが自分なりに判断した上で授業に臨んで、最後に教科書を使ってまとめていく。教科書はやはり最大の教材だというふうに思っていますので、その辺をまた調査委員会の方にぜひお話ししていただけると、私としてはとてもありがたいなというふうに思っています。

最後に、いつもお願いしているんですけども、この資料は東京都が出した資料なのか、青梅市が出した資料なのか。最初の文書だけ見ると、これは東京都教育委員会が実施しましたとなっているので、東京都の資料かなと思って見ていましたら、途中から青梅市のが入ってきていますので、作成日時と作成した担当課でも結構ですから、そういうのを書いていただけるとわかりやすいかなと思いました。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 私もこの「関心・意欲・態度」のところにちょっと興味を持ったんですけども、中学生の英語の「関心・意欲・態度」だけが青梅市はほかの教科に比べると低いんですね。来年度から英語の教科書も変わってくるということもあるんですけども、実は私、この間の採択のと

きにいろいろな中学校の教科書を見せていただいたのを、家に置いていてもいいということでしたので、国語の教科書から英語の教科書まで、寝る前に30分ぐらい音読をしているんですけども、これが中身がかなりあるんです。ところが、たぶん中学校の授業とかで音読をするというのは、国語でもほとんどないと思うんです。社会、理科はもちろんだと思います。英語については、先生も生徒と一緒に声を出して読んでいましたけど。そういう意味で、英語だけではなくて、ほかのものも生徒が音読をするというのはいいことなんじゃないかなということ、最近感じています。そのことと学力全体のことというのは、また今度、齋藤隆先生の講演もあるようですけれども、そんなことも頭に入れておいていただけたらなというふうに思います。

【委員長】 この調査結果を生かすためにも、やはり義務教育教員レベルまでは周知されますので、それで授業改善に役立てていただければと思います。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項4、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。
報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成24年度青梅市教育委員会の基本方針(案)について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成24年度青梅市教育委員会の基本方針(案)について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1にもとづきまして、平成24年度青梅市教育委員会の基本方針(案)につきましてご説明させていただきます。

毎年、教育委員会におきましては、この時期に次年度の青梅市教育委員会の教育目標ならびに青梅市教育委員会の基本方針をお定めいただき、そしてその後に「青梅市教育委員会の教育施策の概要」という冊子にまとめまして、これをもとにそれぞれの教育施策を実施するという形をとっております。

青梅市教育委員会の教育目標につきましては、特に変更させていただくところはございませんが、平成24年度青梅市教育委員会の基本方針(案)につきまして、1ページから9ページにわたり、赤字が修正・削除する箇所、青字が追加する箇所という形でご提案申し上げ、ご協議をお願いするものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきますので、恐縮でございますが、A4横判の青梅市教育委員会の基本方針新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。平成23年度が右側、平成24年度

に改めようとするものが左側という形になっております。

平成24年度、青梅市教育委員会の基本方針は、基本方針1から基本方針5までにわたっております。

初めに、「基本方針1 『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」であります。この基本方針の内容は変更ございません。「1 人権教育の推進」から、おめくりいただきまして2ページ「6 健全育成の推進」までの各項目のうち、「5 地域に根ざした教育の充実」につきまして、将来、職業やボランティアなど「地域に貢献する人材を育成」することを文言に追加いたしました。

次に、3ページをご覧ください。「基本方針2 『豊かな個性』と『創造力』の伸長」についてであります。この基本方針の内容に変更はございません。「1 個を伸ばす指導の充実」についてでございますが、基礎的・基本的な学力の定着のためには、改善・推進プランだけではなく、さまざまな方法により授業改善に取り組む必要があるとすることから、『授業改善推進プラン』の活用による文言を削除し、またあわせまして「授業改善の充実」を「授業改善の推進」に改めるものでございます。また4行目からございます「および総合的な学習の時間や選択教科」の文言についてでございますが、新学習指導要領の実施に伴い選択科目がなくなったため、「選択科目」の文言を削除するものであります。

次に、「2 健康・体力づくりの推進」についてでございますが、下段にございます運動部活動の振興につきましては、外部指導員の配置や大会派遣等の支援を充実させることから、左の欄にございますとおり「運動部活動の振興に向けた支援の充実を図る。」としたものでございます。

次に、おめくりいただきまして4ページをご覧ください。「3 国語力の向上」につきましては、文言の整理を行い、「4 国際理解教育の推進」につきましては、外国人英語指導助手の拡充が厳しい状況の中、現状の維持が重要であるととらえまして、「積極的」という文言を削除するものであります。

なお、5番、6番につきましては、内容に変更はございません。

次に、5ページをご覧ください。「7 特別支援教育の円滑な実施」についてでございますが、右の欄の3行目にございますとおり、23年度では巡回や訪問による相談を「特別支援プロジェクト」という名称で位置づけておりましたが、24年度からは左の欄にございますとおり、この名称を用いず、「専門家による巡回・訪問相談」と改めるものであります。またそのほかに、特別支援教育実施計画年度の変更等について、文言の修正をさせていただきました。

次に、「8 教育相談体制の充実」についてでございますが、右の欄、2行目にございます「巡回」の文言を相談員業務の実態にあわせまして「派遣」に修正し、また特別支援教育の推進に向けて、就学相談等さまざまな相談に対し、相談体制の構築を目指していくものとして、特別支援教育実施計画の表記に従い、文言の修正をさせていただきました。

次に、「9 小・中学校一貫教育の推進」および「10 小規模特別認定校制度導入に伴う教育の推進」では、文章の整理および文言の修正をさせていただいております。

おめくりいただきまして、6ページをお開き願います。「基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実」ですが、この基本方針の内容に変更はございません。また、「1 生涯学習の推進」から、7ページの「7 社会教育施設の環境整備」までの各項目につきましても、内容に変更はございません。

おめくりいただきまして、8ページをお開き願います。「基本方針4 文化・芸術の振興」ですが、この基本方針の内容に変更はございません。

下段の「4 読書活動の推進」につきましても、減少傾向にある図書館利用者の拡大を図るため、「図書館事業の充実」の文言を加えさせていただいております。

次に、9ページをご覧ください。「基本方針5 『市民の教育参加の促進』と『主体的な教育行政の推進』」ですが、この基本方針の内容に変更はございません。

下段の「3 特色ある学校づくりの推進」では、文章を整理し、わかりやすい内容に修正させていただきました。

おめくりいただきまして、10ページをご覧ください。中段にございます「6 学校経営の充実」ですが、すでに学校評価システムが確立され、今後はその効果的運用による経営改善が求められますことから、文言の整理をさせていただきました。

また、下段にございます「8 教職員の服務規律の確保」についてでございますが、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識について、「浸透させ」ることから、さらに「高め」ていくこととするため、文言の修正をしております。

次に、11ページをご覧ください。上段の「9 学校施設の安全対策等の推進」をご覧ください。学校施設については、避難場所、または避難所として位置づけられておりますことから、「避難場所」の文言を追加し、さらに「校舎」を「校舎等」に文言の修正をさせていただいております。

説明は以上でございます。非常に多岐にわたるものでございますが、よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 「地域に根ざした教育の充実」というところで、「地域に貢献する人材を育成するために」と入れていただいたのは、本当にありがたいと思います。常々、社会に貢献できる個人の育成というのはあったんですが、広く社会に貢献するというのももとより、やはり我々、地域に住んでいるというところがありますので、地域への貢献というのも必要じゃないかと考えておりましたので、それを入れていただいたのは本当にありがたいと思います。

【委員】 教育目標のところを見ていまして、最後の文節のところは、「そして」と始まるんですね。これはどうも何か話し言葉のように読めてしまって、違和感があるなということを、昨日読んでいて感じてしまったんですけれども。上の文節が「また」ですから、普通なら「さらに」とか、「したがって」とか、そういう文章がくるような気がするんですが。「そして」というのが、昨日調べようとして調べ切れなくて、中途半端な言い方をして申しわけないんですが、話し言葉

のような、ちょっと軽いなというのが印象として残ってしまったので、発言させてください。これで問題なければ別にいいんですけども、何かちょっと重さが足りないとか、締めくくりに3行にしては弱いような気がするし、繰り返しますけれども、何か話し言葉の「そして」という感じにどうしても私は昨日読み取ってしまったものですから、感想になりますけど、話させていただきました。今まで感じたことはなかったんですけども。

それから、「基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実」の「4 家庭教育への支援」の中に、「子どもたちの生活習慣の確立を目指すために」という言葉が入っていて、とてもいいんですけども、学校教育の方で例えば「学習習慣の定着に」というような言葉が対で入ればいいのかなと。家庭教育の中での生活習慣というのを見たときに、学校で学習習慣というか、それに対応するような文言が入ると、学習習慣と生活習慣というような大きな二本立てになるんじゃないかなということを感じたので、これも感想ですけども、述べさせていただきます。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 私は、5ページの「教育相談体制の充実」のところで、今までの「就学相談から就学支援、学習相談から学習支援までの」というのが、「相談から支援までが」というふうにまとめられてしまったところが、何かちょっとわかりにくくなってしまったかなという印象があって、「一体となってシステムの構築」ということはわかるんですけども、就学あるいは学習という二つの違うものの「相談から支援」というのが、かえってその言葉があった方がわかりやすいかなというふうに感じました。

【委員長】 見直しがされて、大変落ち着いたとか、すっきりした内容になったかなと思っています。ひととおり読ませていただいて、私がこだわったところ、ちょっと気になったところというのが、先ほど話があったんですけども、「地域に根ざした教育の充実」の中で、「地域に貢献する人材」というこの言い回しなんですけど、よくよく考えたら、そういう希望を持っている人材を育成しなきゃならないという目標ですから、いいのかなというふうに思いました。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成24年度青梅市教育委員会の基本方針(案)について、は承認されました。

2 平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について(教育指導担当)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、協議資料2をご覧ください。平成24年度全国学力・学習状況調査の実施についてでございます。

まず、本年度、本調査への対応についてでございますが、平成22年度より文部科学省が本調査を抽出調査としたことから、抽出された学校が本調査に参加するとともに、抽出校以外の学校につきましても、抽出調査と同一の問題の提供を受け、全校で実施いたしました。平成23年度も同様の実施を予定しておりましたが、震災の影響で中止となりました。平成24年度も、これまでと同様に全校で実施してまいりたいと考えております。

抽出校以外の学校で実施する理由につきましては、3点ございます。1点目は、本調査の国語、算数（数学）、理科の内容が、新学習指導要領の基本方針に示された内容にもとづくものであることから、調査を活用することによって、本市の児童・生徒の学習状況を把握することが可能となる。2点目は、本調査で得られた結果につきまして、市内各学校、市全体、全国との間で比較を行い、傾向等を分析することを通して、授業改善推進プランの作成・活用に役立てるなど、各学校において継続的な授業改善のサイクルを確立することが可能になるということ。3点目は、全体を分析することによりまして、経年の変化を把握し、市としての課題を明らかにして、改善の方向を示したり、学力向上の施策に反映させたりすることが可能となる、ということでございます。

本市では、平成24年度の抽出校の候補といたしまして、小学校で4校、文部科学省より選定され、通知がまいりました。中学校の抽出校はございませんでした。

調査の概要につきましては資料に記載のとおりでございますが、これまでとの違いは、教科に理科が加わったことでございます。

対象につきましては、小学校は第6学年、中学校は第3学年となっております。

また、調査事項につきましては、国語、算数（数学）、理科の主として「知識」に関するもの。国語・算数（数学）、理科の主として「活用」に関するもの。そして抽出校のみということで児童・生徒質問紙、学校に対する質問紙となっております。

調査実施日につきましては、平成24年4月17日（火）、利用校も原則として当日ということで実施をいたします。

また、調査結果の取り扱いにつきましても、資料にある2点でございます。抽出校につきましては、文部科学省が各教科、児童・生徒質問紙、学校質問紙の結果を分析し、公表するとともに、結果を教育委員会に情報提供することになっております。また、希望利用校につきましては、昨年度と同様、文部科学省の資料にもとづき各学校で採点を行います。そして、その採点結果を指導室に提出いただき、指導室として分析をいたしまして、各学校に青梅市としての状況を情報提供する予定でございます。

続きまして調査の公表ですが、これも昨年度と同様、調査の趣旨にもとづきまして、順位等は公表せず、国・都の比較において本市の児童・生徒の学力の傾向を示してまいりたいと考えております。希望利用によります全校実施につきましては、すでに定例校長会で情報提供を行い、ご理解をいただいているところでございます。

全国学力・学習状況調査の実施につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 この全国の調査と、先ほどご報告があった東京都の調査の関係といったらいいですか、役割分担といったらいいですか、その使い分けが私はよくわからないので教えていただきたいのと、それから小学校は6年、中学校は3年ということで、先ほどの東京都の対象学年がそのままスライドした形なので、そういう意味で関係があるのかどうか。その辺もわかったら教えてほしいんですが。

【教育指導担当主幹】 役割分担という明確なものはないんですが、例えば指導室で見ると、全国のもはや全国レベルで比較することを通して、本市の状況を見るように使っております。それに対して、東京都のもはやより細かく、東京都の中での位置を見るというところで活用しております。それからもう一つは、教科の数が東京都の場合は小学校4教科、中学校5教科になっておりますので、今回、全国の調査も3教科にふえますが、そういった棲み分けというか、見方が違うところがございます。

それから、小6・中3、それが小5・中2とどうなっているかという部分でございますけれども、明確な関連は東京都からも特に示されておられません、活用する側としては、やはりある傾向をその学年がその後どう辿っていったかというところを見るのに活用したいと考えております。

【委員長】 よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について、は承認されました。

3 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付要綱の一部改正について(文化課)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市まるごとアート支援事業補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付要綱の一部改正につきまして、協議資料3によりましてご説明申し上げます。

この要綱につきましては、3年ごとに定期的な見直しを行うこととされており、現行要綱につきましては本年4月1日に効力を失うことになっております。このことから、補助金の必要性を検討しました結果、まるごとアート支援事業の目的等が市内の自主的な文化芸術活動を行う団体に浸透し、年々申請件数も増加していることなどから、継続して実施することが必要であると判断し、実施期間を平成27年3月31日まで延長させていただこうとするものでございます。

あわせて文言の整理をさせていただくものでございます。

次に、2ページ目、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

改正後の10項でございますが、効力を失効する期日を示すこととされておりますので、平成27年4月1日としております。

また、一部改正の実施時期でございますが、11項のとおり、平成24年4月1日から実施しようとするものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付要綱の一部改正について、は承認されました。

【追加協議】

4 遠距離通学費補助制度の見直しについて(総務課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。遠距離通学費補助制度の見直しについては、先ほど、教育長から説明がありました。

この遠距離通学費補助制度につきましては、御岳分校の廃校に伴う過去の歴史やさまざまな経緯によって創設されたと伺っています。

この制度の見直しにつきましては、委員皆さんのお考えもあるかと思っておりますので、市議会での質疑内容も伺いながら、ご意見を頂戴したいと思います。

どなたか、ご意見はございますか。

【委員】 見直しということでありませけれども、通学費補助制度につきましては、予算に関することであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、教育長に事務の委任ができない次の6項目が示されております。ご承知だと思いますが確認いたしますと、教育に関する基本的な方針の設定、あるいは教育委員会規則の制定・改廃、3つ目が教育機関の設置・廃止、4つ目は教育委員会事務局および学校その他の教育機関の職員の人事、5項目が教育委員会の活動の研究・評価、さらに6項目が予算等に関する意見の申出等が示され、私ども教育委員は、予算に関して申し出ができることになっているわけでございます。教育委員会は自治体の長から独立した行政機関で、合議制によって執行する機関でもあります。また公平・中立の立場からも、地方自治法や地方教育行政法においても職務権限の中で規定されている項目があります。

そういうことを考えますと、先般、大阪の方でこのことがいろいろ話題になりまして、文部科学省の方も法令見解を示すまでに至って、一つの流れが、最近の大きな動きでありますけれども、あくまでも私ども教育委員会としては意見を申し出ることができるという、そういうことにつき

まして、改めて事務局の方でどのようになっているか確認をさせていただきたいと思っております。その上で、教育行政と一般行政が調和を図られるように、話し合いを行い、いい意見を出せると大変いいかなというふうに、私としては思っております。

【総務課長】 委員のおっしゃるとおりであるというふうに感じるところでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の第29条によりますと、教育委員会の意見聴取に、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならない」と規定されているところでございます。したがって、予算に関することについて、教育委員会は意見を言えることとなっております。

でありますので、本日議論をしていただきますが、事務局といたしましては、合議制という中で、委員全員のご意見が同じである場合には、教育委員会の総意として受けとめさせていただきたいと考えております。

【委員長】 教育委員会の総意を引き出すためにも、皆さんからご意見を頂戴したいと思っております。

ほかにございますか。

【委員】 先ほどの議会報告の中にもありましたけれども、小山議員から、平成22年9月議会のときにも、この遠距離通学費補助制度についての質問が出ていたと思うんです。そのときの質問の要旨と、それから市長、教育長の答弁について、もう一度確認させていただきたいんです。確か新しく委員になられた〇〇委員は、そのときのことはご存じないかなと思いますので、一応確認をさせていただきたいと思います。

【総務課長】 平成22年9月議会での小山議員の一般質問の要旨、質問に対する市長答弁の抜粋、教育長答弁の抜粋の順に報告をさせていただきます。

まず、小山議員の一般質問の要旨でございますが、分校の廃止、学校統合には長い歴史と経過があるが、このことを議論する時代ではなく、子育てを応援する社会の実現に向けて、遠距離通学費補助制度を見直す必要があるのではないか、対象学年の拡大を図ってみてはどうか、という趣旨でございました。

それに対しまして、抜粋でございますが、市長答弁といたしましては、学校教育では、これまでも歴史的な経緯を踏まえ、分校の廃止、学校の新設・統廃合や通学区域の見直し、昨年度から実施した成木小学校の小規模特別認定校制度など、適正な学校規模による義務教育の水準の向上が図られてきているところであります。しかし、本格的な少子化時代を迎え、そこに潜在する課題のもとでは、これまでの学校教育制度の枠組みや、これを前提とした施策では対応が難しい状況も推察されることから、将来に向けて少子化時代の学校教育のあり方について検討する必要があると感じております。以上が市長答弁の主な内容でございました。

また、教育長答弁といたしましては、安心して子どもを産み、のびのびと子どもが育つ社会づくりに向けて、家庭・学校・地域など社会全体で子育て環境の充実を図っていくことが重要であ

と考えております。教育委員会といたしましては、少子化に対応するために、これまでも小規模特別認定校制度を導入するなどしてまいりましたが、本格的な少子化を迎えるに当たり、通学手段の確保など、さまざまな角度から制度の見直しを検討する必要が生ずるものと考えております。このように答弁してございます。

以上が、平成22年9月議会での小山議員の一般質問の要旨、そして質問に対する市長答弁、また教育長答弁でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 どうもありがとうございます。確かに私、この平成22年9月の議会のお話をお伺いしたことがございませんでしたので、わかりました。

今のご説明の中で、教育長さんのお話がありますけれども、また先ほど本件をご提案いただくときにも同じようなお話をお聞きしたんですが、「通学手段の確保など、さまざまな角度から制度の見直しを検討する」と教育長がおっしゃられている、その「さまざまな角度」というのはどんなものなのかということ、もし具体的にわかったら教えていただきたいんです。

【総務課長】 「さまざまな角度」という点でございます。通学手段の確保など、また通学に関するさまざまな環境の要件を、角度として表現をさせていただいております。通学に関するさまざまな環境要件といたしましては、まず1つ目として現行制度の歴史的な経緯、2つ目として学校の統廃合による通学の距離、3つ目として通学の安全確保、4つ目として地理的面上における地域の特殊事情、5つ目として通学区域の弾力化、6つ目として調整通学区域の設定、7つ目として少子化の進行、最後の8つ目でございますが、既存バス路線も含めた地域公共交通網の再編、以上8つが挙げられると認識しているところでございます。

【委員長】 随分多岐にわたる内容を含んでいますけれども。

【委員】 今のご説明の中に、幾つか言葉がわからなかったことがあるので、それを教えてほしいんですが、「地域特殊事情」という言葉があったのと、それから「調整通学区域の設定」、あまり聞き馴染みがなくてよくわからないので教えていただきたいんです。

【総務課長】 初めに、4番目に挙げました地理的面上における地域の特殊事情でございますが、地理的面上ということで、例えば御岳山などが挙げられるところでございます。また6番目の調整通学区域の設定といたしましては、例えば第五小学校の通学区域に柚木地区がございますが、第4支会、梅郷市民センターが地域のコミュニティの核となっております。しかしながら、現在も数名の児童が「青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱」の中の地域的事情による場合の事由、「自宅から指定校までの距離が最短距離隣接校までの距離のおおむね2倍以上である場合で、最短距離の隣接校への通学を希望するとき」という事項にもとづきまして、柚木地区から第六小学校へ通学しているところでございます。調整通学区域の設定というのは、柚木地区の一部地域を、通学距離が短くなる第六小学校の通学区域に設定するという措置を想定いたしまして、通学に関するさまざまな環境要件の一つに挙げさせていただいたところでございます。

【委員】 今のお話をお聞きして、大体小山議員の話というのが理解できたんですが、ただ先ほ

どの議会報告を聞いていますと、藤野議員もこの件について質問されているようですが、小山議員以外からもこの何年間かで同じような質問がなされていることがあるのでしょうか。もしあれば、それを教えていただきたいんですが。

【総務課長】 小山議員以外の議員からの一般質問ということでございますが、初めに、通学費の補助についてはこれまでも多くの一般質問をいただいている課題でありまして、市議会においてもさまざまな議論がなされております。藤野議員の一般質問が事の発端となりまして、地方自治法第100条、調査、出頭、証言および記録の提出請求等にもとづき、市議会内に100条委員会が設置されまして、ついには訴訟にまで至ったという経緯と歴史がある問題でございます。

お尋ねの、最近の議会での一般質問、質疑の要旨でございますが、藤野議員は最近では平成22年第2回（6月）市議会定例会、また平成23年第1回（3月）市議会定例会、また平成23年第5回（12月）市議会定例会で一般質問をしております。

平成22年6月議会での質疑の要旨といたしましては、バスや電車で通学の児童・生徒への定期代補助についてという趣旨でありまして、1つ目として通学費補助についての要望にこたえるため実態調査をする考えはないのか、2つ目として通学費補助制度は時代に合わなくなっている、地元等の声をもっと聞くべきと思うがどうか、という質問でございました。これに対しまして教育長からは、まず1つ目、本市の通学費補助については、これまでも一般質問等で藤野議員に答えてきましたが、分校の廃止や学校統合により遠距離通学となった児童を対象に補助を行っております、今後もこの制度での対応を考えている、また実態把握は必要が生じた場合に調査をするということと、もう一点、通学費補助制度は今後とも現状での対応を考えている、と答弁をしたところでございます。

次に、平成23年3月議会での質疑の要旨でございますが、「遠距離小・中学生への通学費補助について」と題して、2回6項目にわたりまして質問がございました。1回目の質問では、まず1つとして現状をどのように考えているのか、2つ目として中学生の公共機関を使つての通学の実態はどうか、3つ目といたしまして補助対象を中学生にも拡大した場合、対象生徒人数と増額見込みの額は幾らか、4つ目といたしまして市民や教育現場の声を聞き、小・中学生の遠距離通学費補助を検討すべきと考えるがどうか、以上4つの質問がございました。これに対しまして教育長から、本市の通学費補助についてはこれまでも一般質問等で藤野議員にお答えしてきたとおりである。この制度は分校廃止や学校統合により遠距離通学になった児童を対象に補助を行ってきたもので、平成23年2月末現在、170人の児童に補助を行っている。先ほどの質問の2番目、3番目でございますが、現在、公共交通機関を利用し、自己負担で通学している中学生は46人である。またこれら自己負担により通学している中学生を補助対象とした場合、年間約210万円の支出が見込まれる、と答弁してございます。4番として、教育委員会としては平成22年第3回（3月）市議会定例会において小山議員にお答えしたとおり、遠距離通学児童通学費補助制度の歴史的な経緯を踏まえる中で、本格的な少子化を迎えるに当たり、通学手段の確保など、さまざまな角度から制度の見直しを検討する必要があるものと考えている、と答弁を

しております。

続いて2回目の質問ということで、義務教育、教育の機会均等が保障されていることなどから、制度の見直しが必要と考えるが、どのように取り組むのか、教育長、そして市長にも伺う。また、次の質問として、市民や教育現場の声をもっとよく聞く中で、実態に合わせた現行制度の見直しを検討すべきと考えるがどうか、との質問がございました。これに対しまして教育長からは、児童の通学上の安全と保護者負担の軽減を図ることを目的に、分校の廃止や学校統合により遠距離通学となった児童を対象に補助を行ってきている。現段階では現行制度を継続していく。また市長からは、ただいま教育長が答弁したとおりであると答弁し、さらに教育長から、今後の少子化の進捗状況や国の施策の動向を見定めながら、さまざまな角度から見直しを検討する必要があるものとするが、現段階では現行制度を継続していく、と答弁してございます。

次に、平成23年12月議会での質疑の要旨であります、「暮らし・福祉・教育の充実」と題する質問の中で、通学費の補助についてという趣旨で3回にわたり質問がございました。1回目では、通学費はバス・JR通学のすべての児童・生徒に支給すべきとの質問に対し、教育長から、通学費補助については小山議員に答弁したとおりであると答弁してございます。続いて2回目では、通学費補助に対してアンケートなどにより実態調査を行うつもりはないのかとの質問に対し、教育長から、当該補助金の対象となる児童数の平成24年度推計をもとに、現行制度による経費と本制度を全学年の児童へと拡充した場合の経費とを比較すると、現行制度での経費負担は約500万円で、拡充した場合の経費負担額は約1,470万円であり、約970万円の経費の増が見込まれる。この経費については、毎年継続的な負担となることから、現在の財政状況をかんがみると、制度の拡充ができない一つの要因である。したがって、実態調査については必要に応じての実施となるが、現状では行うつもりはない旨答弁をしております。次に3回目では、成木小学校、第七中学校の特別認定校制度による学校へ通学費補助を行うつもりはないのかとの質問がありましたので、教育長から、特別認定校制度による成木小学校、第七中学校への入学は、一定の条件のもと行われているものである。したがって、通学費補助の実施は行わない旨答弁をしております。

藤野議員の一般質問と質疑の要旨は以上であります。

次に、ひだ議員であります。平成20年第1回（3月）市議会定例会におきまして、一般質問がございました。質問の要旨は、現在、青梅市遠距離通学費補助金取り扱い基準にもとづいて補助金を出しているが、市のほかに補助金交付には要綱がつけられている、条例で定めて要綱を設けて基準をつくるのが、支出行為を伴う場合の筋道ではないか、というものでございました。これに対し教育長から、補助金については地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出が認められるものであり、条例によらなければ支出できないものではない。本補助金は青梅市補助金等交付規則を準拠して、具体的な債務については、青梅市遠距離通学児童通学費補助金取り扱い基準を制定して執行している、と答弁してございます。

以上でございます。

【委員長】 経緯を説明していただきました。よろしいですか。

ほかにありますか。

【委員】 どうもありがとうございました。これまでに何人かの方から、また何回にもわたりご質問いただいている内容とか、答弁の趣旨というのは大体わかったように思います。

今回の平成23年12月議会における小山議員の一般質問についてですけれども、先ほどの資料に記載されている質疑の内容というのは、おそらく要旨だというふうに思われますので、もしもよろしければ、先ほど柳内部長からお話があったことに加えて、小山議員の今回の12月議会の質問の内容をもう少し詳しく私どもに教えていただけると、さらに議論がしやすいかなと思いますので、お願いいたします。

【総務課長】 先ほど部長からも若干触れさせていただいたところではございますが、それでは平成23年12月議会での小山議員の一般質問の要旨をもう少し詳しくご報告させていただきます。

小山議員の一般質問の要旨といたしまして、これまでの通学費補助の基本的な考え方をリセットして、子育て支援の一環という観点で早急に見直すべきではありませんか。この問題は義務教育の範疇ですので、民生費ではなく教育費になると思いますが、義務教育である学校へ通うために通学費がかかり、それが保護者の負担になっている。地元対策費ではないです。今の遠距離通学費補助金は教育振興費なんです。対象児童は皆公平に等しくすべきではありませんか。教育委員会では、事務局レベルではなく、教育委員会会議の中でどのような議論がなされ、どのような結論が導き出されているのか、明確にお示しいただきたいと存じます。そして、イエスなのか、ノーなのか。ノーならば、それができない理由を具体的に挙げていただきたいと思います。教育長のご答弁をお願いいたします。小山議員はこのような内容で一般質問をしたところでございます。

事務局レベルではなく、教育委員会会議の中でどのような議論がなされ、またどのような結論が導き出されているのか明確にお示しいただきたいとの質問を受けまして、市議会定例会報告の9ページの上段④にございますように、教育長から、「新たな遠距離通学費補助制度の創設は、経常的な経費の増加につながるので、再度、教育委員会で説明し、議論をしたいと考える」旨の答弁をさせていただきます。そこで、本日、教育委員会での議論をお願いしたところでございます。

【委員長】 新たな遠距離通学補助金制度の創設ということで提案がなされたわけですね。ほかにございますか。

【委員】 議会の中でも長い歴史があるようなんですけれども、実は私が小学生のときに通っていた小学校にも分校がありまして、3年生になると本校へ通うようになるんだよということで、2年生の終わりのところでは、分校の子が本校へ遊びに来たり、本校の子が分校へ行ったりというような行事があったことを、はるか昔のことですけれども思い出しました。その通っていた小学校の分校が廃止されたときにも、ちょうど私、小学生でそこにおりましたので、分校が廃止されるんだよということを目の当たりに見てきた者として、その当時から遠距離通学費補助制度と

というのが続いているんだなということに、本当に歴史を感じます。その歴史を感じる中で、議員の発言の中に「リセット」という言葉があったんですけど、リセットという簡単な言葉で表現されてしまうのは、ちょっと違和感があるなというふうに感じました。その後、私がその小学校へまた教員として勤めることになったんですけども、そのときにもそういった経緯で1・2年生に電車の定期が出ているんだよということで、地元の方との話し合いがされたということのを伺っていました。またその当時から、ゆくゆくは八小、九小、十小が統合されるというようなことも伺っておりました。昭和50年代ですので、30～40年前ということになると思うんですけども。伺ったところによると、昭和40年代ぐらいの長期計画の中にそういうことが入っていたということです。それで、実際に八、九、十小の統合問題が進められたのは平成に入ってからですので、それまでの道のりというか、交渉とか調整といった協議が地元の方とずっとなされていたという長い経緯があって、最終合意ができて、今のような補助制度ができているんだろうなというふうに、私は思っております。

その中で、リセットということで簡単に取り扱っていくということに、私としては今回の小山議員の発言は違和感があるなというふうに感じております。

市議会報告の8ページにありますように、「現在の通学費補助制度は、分校の廃止、学校の統廃合等の経緯の中で、それぞれの通学区域の保護者の方々をはじめ、地域住民の皆さんとの合意にもとづいて補助を行っているところであり、この補助制度については今後も尊重したいと考えている」といった竹内市長の答弁を、私は同じように感じているところであります。

【総務課長】 ありがとうございます。事務局といたしましても、委員と同様の認識をしているところでございます。現行制度は長い歴史と経過がありますので、見直しをして、現行制度の拡充を図るのは困難であろうととらえてございます。子育てを支援するという観点から、現行制度とは別に、市長部局の方で所得制限などを設けた新たな制度として構築した方が、より現実的な解決策ではないのかなというふうに考えているところでございます。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 今回の議員の発言の中で、「子育て支援の一環」というような言葉が使われていました。子育て支援ということでは、いろいろな部局との関連が考えられる時期に来ているのではないかなと思います。子育てという範疇が、教育だけではなくて、いろいろなところと関連をしているということではないかと思うんですけども、この件が義務教育の範疇であるとか、あるいは民生費ではなくて教育費、あるいは地元対策費ではなくて教育振興費というようなお考えが示されているんですけど、若干無理があるというか違和感があると、私は感じました。

少子化対策とか子育て支援策につきましては、もちろん他の部署との提携がとても必要だと思いますけれども、基本的に教育委員会が管理し、執行していく事務ではないと、私個人としてはしているところであります。特に少子化について、本市でいえば都市計画とかまちづくりとか、市の基本施策に関係してくるテーマで、大変広い内容を含んでいるのではないかなと思っております。教育委員会は就学援助事務は法令にもとづいて行っていますけれども、これにまたさらに少

子化対策とか、子育て支援策の事務を担当するのは大変だろうなど、私も行政にいたので、感じるところです。また、地元対策費ではなくて教育振興費という発言も同じようなことですが、教育振興費というのは、私個人的には学校の教育活動に直結するような、学校教育活動の振興経費というふうな意味合いが強いんじゃないかなというふうに理解をしていますので、今回、分校の廃止などに伴って、地域の皆様方と約束した通学費の補助制度が、教育振興費というふうに言い切ってしまうには、ちょっと疑問を感じるところであります。

分校の廃止とか、学校統合に伴う補助制度ですから、学校を運営していく上でのいわゆる学校の一般管理費というか、そういうふうな言い方で正しいかどうかわかりませんが、そのような位置づけの経費ではなかったかと思っておりますので、子育て支援の一環イコール教育振興費というふうにつなげていくのはどうかなというふうに思っております。

【総務課長】 子育て支援の一環としての施策が教育振興費というのは理解に苦しむというところでございますが、少子化対策や子育て支援策は都市計画やまちづくりなどといった市の基本施策に関係してくるテーマではないかという委員のご意見には、事務局といたしましても同感とするところでございます。

また、教育振興費は学校教育活動振興経費とのご理解のもと、遠距離通学費補助制度が教育振興費というのも疑問を感じているとのご意見、さらに子育て支援の一環として位置づける施策イコール教育振興費というふうにつなげていくことへの違和感があることのご意見につきましては、予算の関係でございますので、ご意見ということでとどめさせていただきたいと思っております。

ご意見につきましては、財政担当部署には教育委員からご指摘、ご意見があった旨、伝えさせていただきたいと思っております。

【委員】 今、いろいろな議論をお聞きして、市長さんのご答弁の中には、やはり現行の遠距離通学費補助制度については尊重するというお話がある一方で、教育長さんの答弁で、さまざまな角度から見直しは必要だということで、先ほど、じゃあそのさまざまな角度というのは何だというふうにお聞きをしたんですが、今、それに対して具体的に考え方というのはあるんでしょうか。その辺もしわかったら教えていただきたいんです。

【総務課長】 いろいろな考え方というところでございます。これにつきましては、平成23年3月議会での予算特別委員会の中で、いろいろな考え方があることについて答弁をしております。その答弁の内容ですが、遠距離通学費補助については次のとおりさまざまな考え方があることから、現段階では現行の制度を継続していくこととする旨の答弁をしております。

いろいろな考え方として、予算特別委員会の中では4つ例示してございます。まず1つ目といたしましては、子ども手当の支給により通学費補助の問題の廃止を含め、整理・見直しをする必要があると。この考えは、子ども手当の支給では保育料、就学援助費、通学費補助等における課題を整理し、子どもが安心して通園・通学できる時代を構築していかなければならない。子ども手当が子どものために生かされるよう、教育経費、学校経費を工夫していくことが必要で、通学費補助の問題もこの際整理をし、子ども手当で賄える場合と、それ以上になる場合を全体的に見

直すいい機会であり、成木小学校の通学バス経費も例外とは言えない、というものでございます。

2つ目といたしましては、分校の廃止・学校統合には長い歴史と経過がありますが、このことを議論する時代ではなく、子育てを応援する社会の実現に向けて、遠距離通学費補助制度を見直す必要があるのではないかと。対象学年の拡大を図ってみてはどうか。これが平成22年9月議会における小山議員の一般質問の要旨でございました。

3つ目でございますが、現行制度は長い歴史と経過があり、見直しは困難である。子育てを支援するという観点から、現行制度とは別に市長部局の方で所得制限を設けた新たな制度として構築した方が、より現実的な解決策ではないかということ。

4つ目といたしまして、分校廃止等の条件として、地元と約束し、通学費補助制度があるが、分校に通学できた時代も原則3年生からは本校に通学しておりました。このことも分校廃止等の際の約束と言えるのではないかとということで、経済的理由などいろいろ理由を言って補助拡大を主張するのはちょっと理屈が通らない、拡大に要する経費に対してまで税金は納めたくないといったような、以上の4つの考え方があるのではないかとということで、説明をいたしております。

【委員長】 以上、4つの考え方を説明していただきました。

【委員】 今までのお話を伺いまして、事務局の方から例示されました4つの考え方の中で、私も子どもたちのために遠距離通学費をいただいた方なんですけれども、やはり4番目の考え方というのはきわめて自然で、多くの市民の方々が同じように感じるのではないかなというふうに思います。原則3年生から本校に通学していたということは事実であって、それ以外に補助を拡大しろというのは、そこまで教育費の中でというのはちょっとどうかなというふうに感じます。そうはいても、少子化対策とか子育て支援というものの一環として、行政が何らかの手だてを打たなければいけないということになれば、通学費の補助を受けない市民の皆さんにも理解していただけるような方策を考えなければいけないんじゃないかなと思います。そういう意味では、3番目に説明があった、子育て支援の関係から、現行制度とは別に市長部局の方で所得制限などを設けた新たな制度を構築していくというのが、より現実的な解決策かなというふうに感じます。所得制限という一定の条件を持っていた方が、理解が得られるのかなというふうに感じます。

【総務課長】 委員おっしゃるとおり、遠距離通学費補助制度の拡大を行うとなると、それに必要な費用として多くの市民の税金があてられてくるというわけでございますので、広く市民の皆さんが補助拡大の趣旨を理解して納得していただける施策が必要であると思っております。その点、先ほどお話にもございました3番目に例示させていただいた考え方は、通学費補助の拡大を行う場合には、広く市民の皆さんに補助拡大の趣旨を理解し納得していただける見込みのある望ましい考え方と言えるのではないかととらえておるところでございます。

【委員】 私も、〇〇委員のご意見と基本的には同じだと、改めて認識しました。やはり長年かけて地域の方々とさまざま、あるいは個々の経緯の中でこれまで行ってきたことを、私は尊重したいというふうに思っています。ただやはり子育て支援についていろいろな考え方があり、また経済状況も大変今厳しい中でありますので、いろいろまた工夫していく必要があると思います。

先ほどお話が出たような、例えば所得制限という一定の条件があれば、より理解も深めていただきやすいと思いますけれども、なかなかこういうのはいきなりベストな状態をつくるというのは難しいと思いますので、よりベターな方向にいくような形で考えると、3番目というのが、これまでの経緯も尊重しつつ、該当地域の方々の意見も尊重しつつ、そして市全体の方々にも了解いただける両方の要素が含まれた、ベストではないけれどもベターな方向に進んでいけるような考え方ではないかなというふうに、私としては思っているところであります。

【委員】 私も、〇〇委員、〇〇委員と同じ考えです。今のいろいろなご議論をお伺いしていますと、遠距離通学費補助制度という名前なんですけれども、これが一般的に聞くとものすごく広い制度のように聞こえるんですけれども、今の経緯を聞いていると、やはり分校とか統廃合に対応した制度であるということのようなので、今おそらく要望されているのは、そういうこととまた別の視点での話かなというのと、この3番目、皆さんがご指摘しているように、新しい制度を設けていく方がより自然ではないかというふうに感じました。

【教育長】 私も、3番目に例示した考えと同じでございます。

【委員長】 ほかにご意見等ございますか。

私も皆様と同感であり、同じような考えを持っています。

特にないようですのでお諮りいたします。

遠距離通学費補助制度の見直しに対しては、子育て支援の観点から、現行制度とは別に市長部局の方で、所得制限など一定の条件を設けた新たな制度として構築した方が、より現実的な解決策であるというような考え方を、「教育委員会の総意」としてとらえたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、さよう承認されました。

～ 休 憩 ～

【会議の延長】

【委員長】 会議の途中ですが、会議時間は午後4時までとなっています。ここで時間延長をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、時間延長をすることに決定いたしました。

日程第5 請願審議

請願第1号 憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に児童・生徒の基本的人権回復への厳密な配慮を要求する請願

【委員長】 次に、請願審議を行います。請願第1号を議題といたします。

今回、受理いたしました請願は、「憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本

に児童・生徒の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求する請願」であります。

請願書の内容について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、請願第1号につきまして、請願書の写しをもとにご説明させていただきます。

この請願書につきましては、郵送によりまして、平成23年12月26日に受理したもので、請願者は福岡県遠賀郡遠賀町上別府2008-5 宗教法人 本門立正宗 代表役員 中川晃 荘氏でございます。

請願の題名は、憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、憲法20条2項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的な人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求する請願書であります。

この請願書は16ページにわたる内容でございますので、事務局で要約させていただき、ご説明させていただきます。

請願の要旨といたしまして、3点ございます。

まず1点目でございますが、特定の宗教としてキリスト教カソリックのマザーテレサが載っている教科書教材内容にもとづいた授業は重大な憲法違反である。よって、公的教育機関内の児童・生徒の基本的な人権問題を、学校外社会と同等の思想宗教的基本的な人権に修復回復させること、であります。

2点目といたしまして、文部科学省によって新採択された英語の新教科書は、宗教的尊厳に対する人権問題を侵しているとしまして、開隆堂出版2年生用の不良少年セージオ・ベニスが牧師になった話、開隆堂出版3年生用のマザーテレサの話、学校図書出版2年生用のマザーテレサの伝記、学校図書出版3年生用の修学旅行の様子、三省堂出版3年生用のキング牧師の夢、差別無き人権の大切さ、東京書籍出版2年生用の新垣勉の生い立ち、の4社6つの教科書が列記され、これらの教科書は一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的としたことが明白な教材であると断定せざるを得ない。憲法第19条、同20条第1項、同3項の明白な違反となるものであり、即時教科書不採用の公的機関、学校当局による決定がなされること、であります。

3点目といたしましては、教室内で各種宗教的行事やクリスマスカードの作成等、児童・生徒の家庭の信仰環境を全く無視して、強制的に参加させないよう、公立の教育現場への指導徹底をすること。

以上3点が請願の趣旨でございます。

なお、請願書の趣旨は委員各位、全員に配付させていただいておりますので、読み上げは省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご意見等をお願いいたします。

【委員】 請願書の写しを拝見しますと、まず1ページ目に「教育委員会御中」というふうにな

っておりまして、内容を見ましても、青梅市教育委員会に特化された内容というふうには考えられないんですが、他市の状況というのはいかがなんでしょうか。

【総務課長】 他市の状況でございますが、都下の26市に同様の請願書が届いているというふうに聞いてございます。

【委員長】 それでは、事務局から説明のあった請願の趣旨〔1〕から順にご意見を伺おうと思います。

初めに、マザーテレサが載っている教科書内容にもとづいた重大な憲法違反であると述べていますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 公立の小学校や中学校で使用する教科書につきましては、学習指導要領にもとづいて教科書会社が作成し、そしてそれを国の検定を経て、子どもは採択をしているというふうに認識しているわけでございます。したがって、ここに言われているような内容も含めて、憲法違反には当たらないのではないかなというふうに私としては思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

【指導室長】 公立の小・中学校等におきましては、学校教育法第21条およびその準用規定によりまして、文部科学省検定済み教科書または文部科学省著作教科書を使用しなければならないということになっております。国で認めた教科書でありますので、ご指摘のとおり憲法違反にはならないと考えております。

【委員長】 次に、趣旨〔2〕新しい教科書について、宗教的尊厳に対する人権問題を侵しているという内容についてはいかがでしょうか。

【委員】 ここに記載されている4社6つの英語の教科書についてなんですけれども、平成24年度から青梅市で使用する教科書もこの中の1社だというふうに思いますけれども、その確認の意味で、出版社名と、それから記載されている「キング牧師の夢」のくだりの内容、記述について確認をしたいと思います。

【指導室長】 それでは、平成24年度から青梅市立中学校で使用する英語の教科書で、会社名・三省堂がこれに当たると考えます。三省堂のニュークラウンでございますが、請願書に記載されている3年生用の「キング牧師の夢」について、教科書の記述について述べさせていただきます。「私には夢がある。いつの日か、私の幼い4人の子どもたちが、彼らの肌の色によって評価されるのではなく、彼らの人格の深さによって評価される国に住めるようになることであろう」というものでございます。また、「黒人の女性が、バスの座席で差別を受け、警察に逮捕されたことをきっかけに、キング牧師の差別をなくす活動により、ついには黒人女性がバスのどの座席にも座ることができるようになった」という記述がございました。

【委員】 私も昨日、この教科書を読んでまいりました。請願書によりますと、一部の内容に極めて強い宗教色や宗教的徳育を目的としたことが明白な教材である、これは憲法第19条、同第20条第1項、同第3項の明白な違反となる、というようなことが書かれていますけれども、私は少なくとも青梅市の生徒が使うこの教科書に関しては、宗教的な色は全く感じられませんでし

たし、すでに採択している教科書を不採択にするということもできないのではないかというふう
に思うんです。

【指導室長】 ご意見のとおり、平成24年度から市立中学校で使用する教科書につきましては、
昨年8月に教育委員会で採択をいただいておりますので、教科書の内容につきましては、宗教的
徳育を目的にしているか否かは十分にご覧いただいていることと思います。公立の小・中学校で
使用している教科書および平成24年度から使用する教科書は、教科用図書検定基準にもとづく
文部科学大臣の検定を経たものでありますので、採択権者である青梅市教育委員会が法令等にも
とづき適正かつ公正に採択しております。このため、これらの教科書を不採択にする考えはござ
いませぬ。

【委員長】 次に、請願趣旨〔3〕に、児童・生徒の家庭の信仰環境を全く無視した公立教育現
場への指導、という趣旨がありますけれども、いかがですか。

【委員】 これを見ますと、クリスマスカードの作成・交換に対してもご指摘があるようですが、
それ自身が学校で行われているかどうかというのはちょっとよくわからないんですが、少なくと
もクリスマスやサンタクロースというのはもう特別なものではなくて、日本の一般社会に溶け込
んでいるというんですか、そんなに宗教色が強いというよりは、日本の文化の一部になって普通
に根づいているというようにも思いますので、何かそういうことが宗教行事をさせられていると
いうふうには言えないんじゃないかというふうに、私は思います。

【委員長】 普通世間一般では、むしろ学校教育の中で宗教を取り上げろというような意見もこ
のごろ散見されるんですけれども、国とか都とか、そういうところから、宗教の扱いについて指
導はあるんでしょうか。

【指導室長】 今ご質問いただきました国・公立学校における宗教の具体的な取り扱いにつつま
しては、昭和24年の文部事務次官通達、社会科その他初等及び中等教育における宗教の取り扱
いにより、教育の宗教的中立を確保するよう定められております。各学校につきましては、この
規定および学習指導要領にもとづいて教育活動を行うこととなっております。現在も青梅市の
学校ではこれを準拠して行っております。このようなことから、現在も教育現場では宗教的中立
が確保されていると考えております。

【委員長】 ほかにご意見等ありませんか。

【委員】 先ほど委員長が、宗教の扱いについて、最近ではというようなお話がありましたけれ
ども、なぜ今回これが英語の教科書だけなのかなのというのがちょっと理解できない面もあつて、
今回の中学校の社会科では、宗教についての理解を伝統文化とあわせて深めていくというのが、
基本方針の改善の頭に入っているんですね。それは学校教育法の15条の宗教教育の中に、「宗
教に関する一般的な教養は、教育上尊重されなければならない」という趣旨が入ったというこ
とが大きなのところではないかなと思います。したがって、社会科の中身を簡単に申し上げますと、
例えば公民的な分野においても、宗教に関する学習と伝統文化との関係とか、地理的な分野では
世界各地の生活と宗教とのかかわり、世界の主な宗教の分布について、それから歴史的な分野に

ついでには、宗教の起こりについても学習するという事になって居るので、今回英語で取り上げられて居る内容についても、それらと特に齟齬^{そご}があるような内容とは受けとめておりません。

ただ、この中で3番目の趣旨のところ、「強制的に」という事がありますけれども、その辺の社会科の解説書を見ると、こういう項目が実はあるんですね。特定の固定概念を持たせるような学習をなさないということとか、あるいは自分自身がすばらしいんだというふうな、それを絶対視するような内容についての学習については十分配慮するようにということが、何箇所かに分けて書かれてありまして、この考え方はどの教科でも当たることではないかと思居るので、その辺を配慮しながら、人権尊重あるいは他者のさまざまな思想信条というものを大切にしながら授業を進めていくことが、学校の現場では強く今後も求められる内容ではないかということ、改めて確認したいと思居ります。

【委員長】 ほかにご意見等はござ居ますか。

特になしでございますので、意見を打ち切り、採決をいたします。

採決に関しまして、可を諮る原則から、本請願を採択する方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

【委員長】 挙手なしであります。よって、本請願は、不採択と決定いたしました。

なお、採決の結果につきましては、事務局で請願者に通知をしてください。

【追加議案】

【委員長】 次に、先ほど協議事項1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に議案第27号平成24年度青梅市教育委員会の基本方針について、を追加し、議題としたいと思居ますが、ご異議ござ居ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第27号を追加し、議題といたします。

日程第6 議案審議

議案第27号 平成24年度青梅市教育委員会の基本方針について

【委員長】 それでは、ただいま議題となりました議案第27号平成24年度青梅市教育委員会の基本方針について 説明をお願いいたします。

【総務課長】 ただいま議題となりました議案第27号平成24年度青梅市教育委員会の基本方針につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度青梅市教育委員会の基本方針を定めるものでござ居ます。平成23年度の基本方針との変更点等の内容につきましては、協議事項の中で先ほどご説明をさせていただきましたとおりでござ居ます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 また新しい基本方針が決まり、これにもとづいて私どももしっかりやっていきたいなと思いました。

それから、やはりペーパーで示すだけではなく、学校あるいは家庭、市民の方にもさらにいろいろな機会をとらえて、教育委員会の考えていることについて、これがどのように具体策として結びついていくのか、さらにそれがどのような経緯で実施されて、どういう成果があるのか、あるいはどういう課題が見えてきたのか、セットとして私どもはアピールしていくことが必要じゃないかなというふうに感じました。

昨年でしたか、〇〇委員の方からも、具体策とこれの整合性の問題で、どのような流れができていくのかというようなお話が、質問であったように思いますので、さらにその辺の流れが学校、市民の方、保護者の方にもうまく伝わっていくような工夫をさらにしていただけるとありがたいなと思います。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成24年度青梅市教育委員会の基本方針について、は原案どおり可決されました。

【その他】

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

【中央図書館管理課長】 特に資料はございませんが、中央図書館の全面禁煙につきまして報告をさせていただきます。

去る1月12日の教育委員会におきまして、中央図書館の全面禁煙につきましてご承認をいただいたところでございます。経営会議におきまして、2月1日から実施ということで決まりまして、委員の皆様には部長の方から説明をさせていただきました。それを受けまして、1月18日から館内に掲示をいたしまして、1月末日をもちまして灰皿を撤去、昨日、今日と過ぎたところでございます。掲示をしたところ、何の反響もございません。1日に1人、60代の男性の方が、喫煙する人のことがわからないのではないのかというご意見を訴えた方がいらっしゃいました。それ1件でございまして、そのほか何のプラスもマイナスの反響もございません。静かにスタートしたという状況でございます。

日程第5 委員長閉議および閉会

【委員長】 それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明をさせていただきます。

2月9日（木）東京都市町村教育委員会連合会研修会が、東京自治会館で午後2時から午後4時までございます。これにつきましては、委員長また〇〇委員、よろしくお願ひしたいと存じます。

また、2月17日（金）教育委員会臨時会がございませう。午後1時30分からこの場所で行いたいと思ひませう。

また、17日でございますが、実は第二小学校の工期が1月末となっておりまして、竣工検査が2月6日・7日で行われませう。したがって、第1期工事の校舎が完成いたしますことから、2月17日教育委員会終了後、第二小学校の視察にというふうにお願ひしたいと思ひませう。

事務局から、日程につきましては以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員